

○委員長(竹中七郎君) 本法は予備審査となつておるのであります。只今の御説明でもわがります通り、平和條約の効力発生の日から施行する政府側の意向でありますので、衆議院が可決して参りますれば、本委員会でも至急に可否を決定したらどうかと考えます。ついては只今提出しました資料と関連して、條文に即した説明を求めたいと思ひますが、如何でございましょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして、説明を求めます。

○政府委員(岡田秀男君) 大体の趣旨は、只今政務次官より申上げました提案理由で書きると思ひます。この改正の狙いは二カ所あるのでござります。第一点は、特許権、実用新案その他特許権等の享有に関しまるが、この改正の狙いは二カ所あるのでござります。第二点は、特許権、実用新案その他特許権等の享有に関しまるが、この改正の狙いは二カ所あるのでござります。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして、説明を求めます。

○政府委員(岡田秀男君) 大体の趣旨は、只今政務次官より申上げました提案理由で書きると思ひます。この改正の狙いは二カ所あるのでござります。第一点は、特許権、実用新案その他特許権等の享有に関しまるが、この改正の狙いは二カ所あるのでござります。第二点は、特許権、実用新案その他特許権等の享有に関しまるが、この改正の狙いは二カ所あるのでござります。

内国民の待遇を与える國があるのに對しまして特許権等の享有についても、同様の待遇を与えませんと要求できませんし、又無條件でやつてくれております。國に対しましては道義上も、我が國では、相互主義の場合におきましては、我がほうにおきましても、同様の待遇を与えませんと要求できません。國に対しましては道義上も、我が國では、相互主義の原則によりまして、これらの外國人に對しまして特許権に関し内国民と同様の待遇を与えたいたい、かように考えられますので、兩者併せまして相互主義の原則によりまして、これらの外國人に對しまして特許権に関し内国民と同様の待遇を与えたいたい、かように考えられます点が第一点でござります。

次に国際民間航空條約の関係でございますが、今度の平和條約発効と同時に、我が國は国際民間航空條約にはまだ入っておりませんけれども、この航空條約の規定を實際上実施せねばならぬ義務を負つておるのであります。この国際民間航空條約の趣旨によりますと、外國のこの條約に加盟しております外國人の能力の制限を緩和いたしたいというのが第一点でござります。

次に国際民間航空條約の規定を實際上実施せねばならぬ義務を負つておるのであります。この国際民間航空條約にはまだ入っておりませんけれども、この航空條約の規定を實際上実施せねばならぬ義務を負つておるのであります。この国際民間航空條約によりますと、外國のこの條約に加盟しております外國人の能力の制限を緩和いたしたいというのが第一点でござります。

○小林英三君 これは今御説明によりまして私どもよく聽旨がわかつてあります。この提案理由の説明の裏に、二枚目の一行にありますところの、「我が國も同様に内国民待遇を与えることになります」というふうな意味ですね、将来……」

○委員長(竹中七郎君) それでは質疑へと申上げたいと存じます。

○委員長(竹中七郎君) 次に、日程の順序を変更して、通商及び産業一般に関する調査に行きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それでは皆様にちよつと申上げたいと存じます。

本日の調査には当委員会に付託され、その三法案を議題といたしましたが、今国会においては他の委員会に付託されておる法案で本委員会に密接な関係を持つものが多いのであります。すでに電源開発促進法案並びに事業者三法案、設備輸出為替損失補償法案乃至外資に関する法律の一部を改正す

約に加入するまでの間同様な措置をいたしたいと思うのであります。通過いたします航空機そのものにつきましては、現行の特許法によりましては、この国際民間航空條約と同様の規定があるのです。そこでこの予備飛行機とか予備の部品でありますとかにつきましては、現行特許法におきましては、これを特許権等の除外にいたしておりませんので、主としてその邊が今度の改正の狙いと相成つておる辺が今度の改正の狙いと相成つておる次第でござります。

○小林英三君 これは今御説明によりまして私どもよく聽旨がわかつてあります。この提案理由の説明の裏に、二枚目の一行にありますところの、「我が國も同様に内国民待遇を与えることになります」というふうな意味ですね、将来……」

○委員長(竹中七郎君) その通りでござります。

○委員長(竹中七郎君) 次に、日程の順序を変更して、通商及び産業一般に関する調査に行きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それでは皆様にちよつと申上げたいと存じます。

本日の調査には当委員会に付託され、その三法案を議題といたしましたが、今国会においては他の委員会に付託されておる法案で本委員会に密接な関係を持つものが多いのであります。すでに電源開発促進法案並びに事業者三法案、設備輸出為替損失補償法案乃至外資に関する法律の一部を改正す

る法律案、長期信用銀行法案のほかに御承知と思いますが、国有財産特別措置法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律等も関連が深いのでありますので、皆さんの御意向によつては本委員会であれ等を取上げる必要があると存します。ここに議題といたしましては、やはり同じようになる。それましては、これを特許権等の除外にいたしておりませんので、主としてその邊が今度の改正の狙いと相成つておる辺が今度の改正の狙いと相成つておる次第でござります。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。御質疑を願います。

○小林英三君 そうしますと、この改正案によって、平和條約に規定しておる次第であります。そこでこの国際民間航空條約と同様の規定が定められるのでござりますが、その予備飛行機とか予備の部品でありますとかにつきましては、現行特許法におきましては、これを特許権等の除外にいたしておりませんので、主としてその邊が今度の改正の狙いと相成つておる辺が今度の改正の狙いと相成つておる次第でござります。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。

○説明員(松永幹君) なつておりますと申上げたいと存じます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。

○説明員(松永幹君) なつておりますと申上げたいと存じます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

たわけであります。それが外資に関する法律の制定されましたときよりも約一年前の昭和二十四年の三月に司令部からメソランダムが出まして、これは外国人の投資及び事業活動に関する命令、政令五十一号でござりますが、これが昭和二十四年の三月に施行せられまして、これによつて終戦以来とまつておりました外資導入その他外国人との取引の再開が認められたのでござります。このボツダム政令によりますと、外国人が日本で財産権を取得する場合には、外資委員会の認可を要する、その財産権の種類といいたしまして、株式持分のみならず、土地、建物、工場、事業場といったような不動産、その賃借権等、いろいろの重要な財産権が含まれております。この外資導入の事例は政令五十一号によつて外資委員会の認可を要するということになつて参つたわけであります。併しながらこの外資法のいわば前身とも申すべき政令五十一号は、どちらかと申しますと、その制定せられました主な動機は、終戦後日本が占領下にあるという特殊な立場に置かれておるということからいたしまして、日本が自由な立場でこの取引に応ずることができないという場合を予想いたしまして、諸外国が日本の經濟に不利益なり圧迫を加えようというような恰好で取引が行われることを防ごうという、どちらかと言ひたわけであります。それが外資に関する法律の制定されましたときよりも約一年前の昭和二十四年の三月に司令部からメソランダムが出まして、これは外国人の投資及び事業活動に関する命令、政令五十一号でござりますが、これが昭和二十四年の三月に施行せられまして、これによつて終戦以来とまつておりました外資導入その他外国人との取引の再開が認められたのでござります。このボツダム政令によりますと、外国人が日本で財産権を取得する場合には、外資委員会の認可を要する、その財産権の種類といいたしまして、株式持分のみならず、土地、建物、工場、事業場といったような不動産、その賃借権等、いろいろの重要な財産権が含まれております。この外資導入の事例は政令五十一号によつて外資委員会の認可を要するということになつて参つたわけであります。併しながらこの外資法のいわば前身とも申すべき政令五十一号は、どちらかと申しますと、その制定せられました主な動機は、終戦後日本が占領下にあるという特殊な立場に置かれておるということからいたしまして、日本が自由な立場でこの取引に応ずることができないという場合を予想いたしまして、諸外国が日本の經濟に不利益なり圧迫を加えようというような恰好で取引が行われることを防ごうという、どちらかと言ひ

ほども申しましたように、政令五十一号で取締つておりました財産権のうち、外資導入に最も関係の深い日本の株式といふ財産権の取得に関する規定をこの外資に関する法律の中に移して規定いたしますと共に、この外資に関する法律では、日本に対する投資に伴う元利金或いは果実、株式の配当といったようなものについての送金の保証の制度を設けたわけであります。同時に、その当時の外国人の心配といつたようないかといふうな處はないか、或まして、日本に投資してもその事業が日本の政府なり地方公共団体等によつて没収されるような處はないか、或いは国有化せられて、折角外国人が投資したもののが買収されてしまうようなことがないかといふうなことも、当時外国投資家側では非常に気に病んでおつた事柄なのでありますて、この点につきましても何らかそういうひつたことに対しても保証の措置が法制的に考えられるべきだという議論が強かつたのでありますて、この点につきましても外資に関する法律の中に一條を設けまして、外資の保護という意味合いでから、強制的に日本の政府なり公共団体等が外国人の投資しました事業を收用するといったような場合におきましては、その補償金の外貨送金について保護を加えるという規定を設けたのであります。

はしておりますけれども、どんな外資導入を認めて行くという無責任な態度には出ない。外資を導入いたしましては、当然それに伴つて将来に對して負担を伴うことは、これは国内における借金でも同様でありまして、対外援助といつたようなもらしいきりの金でありますれば、これは別問題でありまするが、いやしくも民間外資としてコマーシャル・ペーパーズに立つた外資を入れば以上は、当然将来に對して国際收支の負担をしなければならんと、こういう点からいたしまして、外資を入れます際にも、日本の經濟に貢献する度合の強いものから優先して導入を認めて行く。そうして、一旦導入を認めました以上は、これから結果的に生じます果実でありますとか、その元本については、これがあとで外貨となつて出て行く場合に、一々為替管理法で嚴重な取締をいたしませんで、最初に入つて参ります場合に日本政府がスクリーチンいたしまして、これが日本の經濟の役に立つといふ判定を下した場合には、あとで出て行くほうを取締ることをしらない。これによつて果実なり元本の送金の保証をする、こういうやり方になつておるのであります。で、最初に入ります場合にスクリーチンをいたします機関として外資委員会が設けられ、経済安定本部に附置せられたわけであります、これには当初は各省の大蔵省を通産、外國為替管理委員会、この三つを代表いたします委員会を加える、それから民間側の意見を外資導入といふよ

うな案件でも十分尊重して行く必要があるということから、三人の学識経験者を入れる、そうして委員長は経済安定本部長官という形で、そういう形ででき上りました外資委員会というものが、認可という制度によつてスクリーノをして行く。そうして認可をいたしました外資導入に伴う送金は為替管理委員会で以て許可にかけるといふようなことをしないで、自動的に送れるようにしよう、こういうことを内容といたしておるわけでございます。で、外資に対する日本政府の態度として、成るべくこれを歓迎するという意味合いから、制限は徐々に外して行こうということが、外資に関する法律の第二條にも明定してあるわけであります。この外資に関する法律ができましてから、だんぐり外資導入が軌道に乗りますりかけて参りまして、増加しつつあるわけであります。なお平和條約の発効を機会に、今後もますます外資が入つて来るでありますし、日本の期待も大きくなるということになりますので、この制限的な條文を成るべく外資に関する法律の改正案が提案となつたわけであります。

第七條までは、これに併えは定義の改正でありますとか、その他今回改正をいたします、實質的な点に伴つて、條文の整理の必要上改正を要するとは、説明を省略いたしまして、十四頁の第八條から説明いたしたいと思います。

第八條は見出しにもござりますよう
に「認可、許可又は勧告の基準」とい
うことになつておるのであります。
これは今申しましたよう、「一定の形
の外資は外資委員会の認可を要すると
いう場合が第二章以下で規定されてお
るわけであります。が、その場合に外資
委員会がどういつた基準で認可、不認
可にするかという基準を規定した條文
でございまですが、この第一項はいわば
積極的な基準ともいふべきものであり
まして、これ／＼に該当する場合に認
可される。で、而も国際收支の改善に
有効に寄与するものを優先して認可す
るという規定であります。

(委員長退席、理事小林英三君委
員長席に着く)

どういうことを狙つてあるかといふうとを簡単に申しますと、今申しまして、
ようやく、外資委員会が、入つて参りますか、
す場合に認可をする、そして認可された
場合には送金の保証がされると、いふう
態勢をとつておるわけでありますか、
どういふものに送金の保証が与えられる
りますところの資金が、外貨そのも
るかと申しますと、これはやはり日本
の經濟に寄与するものでなければなりませんか、
ませんが、この投資の裏付けとなつてお
りますところの資金が、外貨そのも
の、或いは外貨と同等の価値のあるも
のでなければならぬ、そういう一般的
的な原則をとつておるのであります。
つまり日本で外国人が稼ぎました田代
以て投資したと言つても、これは成
るほど外国人が投資いたしましたも
そいつたものに基いて送金、将来果
実なり元本を送金する場合に、ドルな
り、ボンドといつたような外貨で送金
することを認めるということはしないで
、投資の際に現実に外国から外貨を持
つて来るか、或いは外貨に相当する
ような価値のあるものを、現物を持つ
て来るというような場合でなければ不
けないといふ根本原則をとつておるの
であります。そういたしますと、例え
ば外国人が日本の株式に投資いたしま
す場合に、最初にAならAという株に
投資いたします場合には、外貨を持つ
て来て、その外貨を為替銀行を通じま
して合法的に、ドルでありますれば三
百六十円といふレートで以て交換した
外資委員会の認可を受けて、その株か
ら生ずる配当金は、配当のあつた都度
為替管理法による許可を得ないので自由
に送金できる、こういうことになつた
といたましても、その外国投資家が

Aの株を暫らく持つておつて、今度はそれを売つてBの株に買ひ換えたい、こういう希望を持ちました場合には、普通の円価ということの取扱に従来の法律ではなるのであります。従つてBの株を買つても、第一買うことにして認可が得られないし、従つてその株の配当金の送金の保証も得られない、やはりBの株を買うためにはもう一度そこへ外貨を送金して来なければならない、こういうことになつておつたのであります。併しながらこれが投資家側に対しましては非常に大きくな制限でありまして、一旦外貨を持つて来て或る株に投資しましても、何らかの事情によつてほかの株に買ひ換つたいというときに、それが認められないと、いうことでは、なか／＼株に投資しようといふ意欲が出て来ない、こういうことが当然考えられるのでありますとして、又日本の立場からいたしまして最も、最初にこのドル、その他の外貨なり、外貨に相当するような差打のある現物が入つてゐるなら、あとで入つたのも、後に、その株がAからBに移つても差支ないのでないのか、こういうふうな考慮からいたしまして、この際乗り機を認め行くことにしてはどうか。併し乗り換えをいたしますにつけても、あとのBの株を買うときには自由に買うときとは外資委員会の認可を要するのですが、ともかくもそういうした認可を得きえすれば、転々とABCというふうに一つの株から他の株へ乗り換えて行く、そらして前通りに配当金の送金保

証が得られる、こういうことだし
おけばはん／＼日本に対する投資も
りやすくなるのではないか、こう考
まして、その乗り換えができるよ
に、つまり乗り換えようとするとき
認可ができるようにするという趣旨
以て、この八條の第四号ができたわい
であります。そこに十六頁以下いかに
今まで細かい規定を書いてあるわけ
あります、このイに書いてあります
のは、従来にありましたと同じよう
基準で外貨そのもの、或いは外貨と同
等の価値のあるもの、これで以て其
を買う場合には認可がされるといふ規
定であります。それからロにあります
のが、今私申しましたごく典型的な
乗り換えの場合であります、而も現
金の保証を得ております場合に、その
株を売つてその代金で以てほかの株を
買うという場合には、やはり認可可
れ、そうして新らしい株について送金
の保証が得られるといふのがロ号です
ります。但し、その売却いたしまして
から次の株に乗り移るまでの期間を
制限にしておいたのは非常にあいま
いになつて参りますので、この間、ソ
投機活動も相当起る危険性もございま
すので、この乗り換えた、それから次
の売却と、それから次の株式の取得の
認可申請との間には一ヶ月という期限
を設けまして、一ヶ月過ぎたならばま
はや乗り換えには使えない、こうい
うこととしたわけございます。ハ
は、この投資家が自発的に自分の持つ
ておる株を売つた資金ではなくして、
会社が解散して、その残余財産の分配
を受けたという場合、その他こま／＼
した場合を列挙してあるのであります
す。こういった場合には、元持つてお

りました株が送金保証を受けておりま
す場合には、その会社において残余
産の分配があつた、その内で以てほ
うな、そうしてその新らしい株につ
て配当の送金の保証が得られる。
ういうことになるわけでござります
る。相手は長い條文になつております
が、これは残余財産の分配金と同じ
うな取扱にいたすべき性質のものを
挙いたしたのであります。現実にわ
かに、これが何らかに形を変えたものだ、
つて来る例は非常に少いかと思いま
が、一應羅列して規定を設け
いまして、最後に又「その他政令で定
めるもの」というもので規定を設け
して、全部拾い得る。即ち、外貨と同
等な、一等最初に外貨を送つて来て、
それが何らかに形を変えたものだ、
つてその形を変えたものは外貨と同様
取扱をしてやつて差支えないと、こ
考えられる種類のものを網羅いたしま
つもりであります。これもやはり裏切
代金の場合と同様に、そういうたるもの
が支払われましたときと、それからそ
れまで以て今度新らしい株式を取得いた
しますための認可申請との間が一カ月と
以上あつてはならないということは、
売却代金の場合と同様であります。そ
れから今、大体株だけのようにして御
説明を申上げましたが、今度新らしい
受益証券について、元本の回収金の安
全保証をなし得る制度が後のほうの條
文で認められて参つたのであります
が、この受益証券につきましても、受
益証券を最初に取得するときに、相当
の価値のある現物を持つて参りま
して、受益証券に投資いたしました場合、
従つてその受益証券の果実なり、
元本の回収金が送金保証を得ておる

いふような場合に、それを売りましてほかの株式に買い換える、或いはほかの受益証券を買う、或いは社債、貸付金にするといつたよな場合にも、やはりこの認可を与えることができ、而もその新らしい新投資について送金保証が得られる、こういうことにして、うといふのが、この二号の設けられた趣旨でございます。それからホは、以上述べましたところによつて、例えば、株を売却したり、残余財産の分配があつた、そうしてこのほかの株に乗り換えた、あるいはその持つております外国投資家の法人の場合に、会社の合併が行われたと、いう場合には、被相続人、被合併会社と同じように、その新らしい投資家に対して、やらなければ不都合が生しますので、これを認めようという趣旨であります。それから号は、これはあとで御説明いたしますが、外国投資家預金勘定というものがこの法律によりまして今度新らしく作られることになつたのでありますか、この預金勘定から払戻しました円資本で以て株を買う場合には認可してもよいと、こういうことになつておるのであります。以上申上げましたようにこの第四号の條文は、一番大きな狙いは、いわゆる株式について乗り換えができる認可を要しますけれども、或る株を買つたならば、從来は極端に言えども、未來永劫にその株をずっと持つてはいけばならないといふことにはそれを見めて行こうといふときにはそれを認めます。

が一番大きな趣旨でございます。それから九條は條文整理の程度でございますので省略いたしまして、二であります。これは後ほど出て来ます。ところで触れて御説明するほうがよいと思いますが、簡単にどういう趣旨があります。これは後ほど出て来ます。ましては元本自体の持ち帰りと申しますか、外貨の送金を保証し得る制度としておるのであります。それから益証券につきましても大体同様の制度をとつておるのであります。併しながら今日の日本の外貨事情を考慮しまして、例えば株を売却いたしました場合に、この売った金を全部一時引揚げるということは、日本の国際支に非常に急激な圧迫を加えることなる虞れもございますので、株式にたしましても、受益証券にいたしましても売却したり、その償還があつた一定の年限をおきまして、その間小さみに五回に分けて二〇%ずつ送らるというような措置をとつたのでございます。そういたしますと、そういう元本の回収がありまして円貨が外国の手に入り、一時海外へ送金されることがあります。そういう事態が必然で国内に滞留するという状態が想されるわけであります。その金を、の円貨を自由に外国人が使えるといふことにいたしましては、この間の業務とも考えられまして、そういうふた件質のものが勝手に投資せられまして、不不当に増大するというようなことは成

るべく防いだほうがいい、こう考えられますので、将来は送金されるけれども、円という形で以て国内にとどまっている間は、一つの特別な勘定の中に入れておいてもらう、こういう措置をとつたのであります。第二項の第一号から第四号までの規定でありますが、大体こういう性質のものを入れるのだ、それ以外のものは入れないのでございます。

次は第二章であります。現行の條文によりますと、外資委員会の認可を要します投資の形には三つありますて、第一が技術援助契約、第二は株式持分、第三が本邦債、貸付金、この三つの形の投資につきまして認可の關係を規定しておるのであります。今回の改正では、この三つのほかに更に先ほど申しましたように受益証券、これは昨年創設せられましたいわゆる投資信託という制度によつて発行せられますところの受益証券、それから只今国会で審議されております貸付信託法というのが制定されることはなつておりますが、これによつても受益証券が発行されるのであります。こういつたものに対する投資についての認可の關係を規定する條文を新たに附加えて参つたわけであります。第一の技術援助契約につきまして、どういつた点が從来と變つたかと申しますと、先ず第一には、從来は対価の支払期間が一年を超える場合に

願いたいと思うのであります、ましては外資法では新株と旧株とのを分けて取扱をしてるのであります。外資法で新株と言いますのは、の株式を外国人が受けました結果、株を発行しておる会社の資産が増加するという場合、これを新株と言つてゐるのであります。それでから新たに設立され、その株を外国人が受けますと、その払込んだ資金が会社の資産になるわけであります。それから増資をいたしますような場合にも、その株式を引受けますと、その資産となるわけであります。ところがこれに反しまして、旧株と申しますのは、すでに発行せられてある株式、いわゆる市場で上場されて売買されておりまして、会社自体の経理関係には全然増減がないと、いうふたものをいわゆる旧株と言つても、それは日本人から外国人に株主が変るだけでありまして、会員委員会が從事するのであります。外資委員会が認可を要しましたのは、旧株については全部認可が要るが、それから新株につきましては、その株式を引受けたことをに基く配当金の送金保証を求めるときには認可が要るが、そうでなくして配当金をただ田貸で受領するだけで満足するというような場合は、新株の場合も、ただ届出でよいと、こうしたことになつておつたのであります。それからもう一つは、外国人相互間の売買の場合は、この場合も新株と同様にこの海外送金を希望する場合は認可が要りますが、そうでない場合は届出でよい

と、こういう取扱になつておつたのであります。今度の改正によりますと、先ほど申しました新株で海外送金を希望しない場合、これが届出でいいといふ点は従来とは変りがないのであります。それが第二項に規定してあるのであります。それから外国人相互間の売買のほうは、これはどんな場合であらうとも認可が要らないといふのが第三項の一號に規定せられたわけがあります。それから外団人相互間の売買のほうは、これはどんな場合であらうとも認可が要らないといふのが第三項の一號に規定せられたわけがあります。同時に今回の改正におきましては、外資委員会の認可を要しないケースをたくさん挙げまして規定したわけあります。これがどういう場合かと申しますと、結局外国人が投資しております株に当然の権利として付いて来るものである、或いはその株がちょっと形を変えたに過ぎないものであるといつたような、前の株と繼續して投資を認めて行くべき筋合いのものにつきましては、新らしくその形を変えてしまったり、新らしい株が割当られるといつた認可の申請をしてもらうといふ必要もなかろう、又認可の申請があつてもこれを拒否すべき理由がないと考えられますので、そういう場合にはことじしようという題目で第三項に十一号、十一号までの規定を設けたわけであります。第一号は先ほども申しましたように、外国人相互間の売買の場合でありまして、これはAという外国人投資家がBという外団人相手に形を変えて取得する場合、この場合も相続、遺贈するという事実がありますれば、今更その株を持つことを禁ずるといふ、

不認可にするということも考えられませんので、これは当然認可から外しましたがよからうということでこの規定を設けたわけでございます。第三号の合併の場合も大体同様の趣旨であります。合併自体はそれ／＼の国の法律で適法に行われます限り、資産が包括的に承継される際にその中の各一部分の日本株式だけについてこれを認可申請を受け不認可にするということも考えられませんので、これは初めから認可が必要なことにしようといふ趣旨であります。それから第四号は、これは第三号と違いまして、外国人が持つております日本の株式の発行会社がほかの会社と合併して、或る外団投資家がAという日本の国の会社の株を持つておる、そのAの会社がBの会社と合併してCという新設会社となつたという場合には、Aという株式を持っておることに基いて当然新らしくCという会社の株が割当てられて來るのであります。これが当然この所有を認むべきものでありますので、これは初めから認可が要らないといふことにいたしましたわ

で、初めから認可を要しないといふことにいたしましたのであります。第七号は、株式の分割併合というような事例の場合は、形を変えるといふのに過ぎませんので認可は要らない。第八号は、利益の配當に充てるために新らしい株が發行される、これも当然前に持つておつた株主の権利として發行されるものでありますので認可は要らない。第九号は、転換株式、転換社債が新らしい株に変わることのできるという場合であります。これも形を変えるに過ぎませんので認可は要らないといふことになつてあります。第十号は、いわゆる敵産の処分を受けました財産が、これらのここに掲げてあります政令で回復されるという場合には、これは当然戦前の状態に復してやるべき性質のものでありますので認可は要らないといふことになつてあります。第十一号は、その他政令で定める場合、将来何らかの原因でこの認可制度にかけるといふことでは不適当と考えられるような事例が起りました場合には、この政令で定めることを要するのであります。ここで一つ考えられますことは、将来平和條約が発効して通商航海條約が各國との間に締結されることに相成るかと思ひますが、その際に若し日本が株式の取得といつたことについて内国民待遇本組入れが行われまして、それによつて新株が発行される場合があるわけであります。これが、こういつた場合におきましても、これは前に持つております株に当然の権利として割当られて来る株式でありますので、認可が要らないことをいたしましたのでございます。第六号

で、初めから認可を要しないといふことにいたしましたのであります。第七号は、株式の分割併合というような事例の場合は、形を変えるといふのに過ぎませんので認可は要らないといふことになつてあります。第八号は、利益の配當に充てるために新らしい株が發行される、これも当然前に持つておつた株主の権利として發行されるものでありますので認可は要らない。第九号は、転換株式、転換社債が新らしい株に変わることのできるという場合であります。これも形を変えるに過ぎませんので認可は要らないといふことになつてあります。第十号は、いわゆる敵産の処分を受けました財産が、これらのここに掲げてあります政令で回復されるという場合には、これは当然戦前の状態に復してやるべき性質のものでありますので認可は要らないといふことになつてあります。第十一号は、その他政令で定める場合、将来何らかの原因でこの認可制度にかけるといふことでは不適当と考えられるような事例が起りました場合には、この政令で定めることを要するのであります。ここで一つ考えられますことは、将来平和條約が発効して通商航海條約が各國との間に締結されることに相成るかと思ひますが、その際に若し日本が株式の取得といつたことについて内国民待遇本組入れが行われまして、それによつて新株が発行される場合があるわけであります。これが、こういつた場合におきましても、これは前に持つております株に当然の権利として割当られて来る株式でありますので、認可が要らないことをいたしましたのでございます。第六号

で、初めから認可を要しないといふことにいたしましたのであります。第七号は、株式の分割併合というような事例の場合は、形を変えるといふのに過ぎませんので認可は要らない。第八号は、利益の配當に充てるために新らしい株が發行される、これも当然前に持つておつた株主の権利として發行されるものでありますので認可は要らない。第九号は、転換株式、転換社債が新らしい株に変わることのできるという場合であります。これも形を変えるに過ぎませんので認可は要らない。第十号は、いわゆる敵産の処分を受けました財産が、これらのここに掲げてあります政令で回復されるという場合には、これは当然戦前の状態に復してやるべき性質のものでありますので認可は要らないといふことになつてあります。第十一号は、その他政令で定める場合、将来何らかの原因でこの認可制度にかけるといふことでは不適当と考えられるような事例が起りました場合には、この政令で定めることを要するのであります。ここで一つ考えられますことは、将来平和條約が発効して通商航海條約が各國との間に締結されることに相成るかと思ひますが、その際に若し日本が株式の取得といつたことについて内国民待遇本組入れが行われまして、それによつて新株が発行される場合があるわけであります。これが、こういつた場合におきましても、これは前に持つております株に当然の権利として割当られて来る株式でありますので、認可が要らないことをいたしましたのでございます。第六号

で、初めから認可を要しないといふことにいたしましたのであります。第七号は、株式の分割併合というような事例の場合は、形を変えるといふのに過ぎませんので認可は要らない。第八号は、利益の配當に充てるために新らしい株が發行される、これも当然前に持つておつた株主の権利として發行されるものでありますので認可は要らない。第九号は、転換株式、転換社債が新らしい株に変わることのできるという場合であります。これも形を変えるに過ぎませんので認可は要らない。第十号は、いわゆる敵産の処分を受けました財産が、これらのここに掲げてあります政令で回復されるという場合には、これは当然戦前の状態に復してやるべき性質のものでありますので認可は要らないといふことになつてあります。第十一号は、その他政令で定める場合、将来何らかの原因でこの認可制度にかけるといふことでは不適当と考えられるような事例が起りました場合には、この政令で定めることを要するのであります。ここで一つ考えられますことは、将来平和條約が発効して通商航海條約が各國との間に締結されることに相成るかと思ひますが、その際に若し日本が株式の取得といつたことについて内国民待遇本組入れが行われまして、それによつて新株が発行される場合があるわけであります。これが、こういつた場合におきましても、これは前に持つております株に当然の権利として割当られて来る株式でありますので、認可が要らないことをいたしましたのでございます。第六号

認可からは外し、これは為替管理法の系統でそれ／＼の主管官庁の許可なり承認をとつてやつて頂く、こういうことにいたしたのでございます。これにつきましても、この合併だと相続、遺贈或いは外人相互間の移転の場合に認可が要らないという点は、株式受益証券の場合と同様であります。

明しましたのと同様に、田貨で国内に滞留する場合には、三ヶ月以内にこの外國投資家預金勘定に預け入れなければならぬ、その間に預けなければ、これはもはや送れなくなるということになります。いたしたわけであります。そうして三年たつた後、どううような金額が送れるかといふことは、これは後ほど次の條文に出て参ると思いますが、先ず具体的に三年たつた後に売つた売却代金でなければならぬというのが、あります。非常に長くおちやくと書いてあります。ですが、これは実は長い括弧が二つ入つてあるのであります。この括弧を除いて読んで御覽頂けば非常に簡単にわかると思います。この括弧を二つ設けました趣旨は、ここで取得の日から三年とすることになつておりますが、この三年の起算点を特殊の場合には読み替える必要があります。例えば或る株を外国人が買いまして、その株が先ほど申しましたように、発行会社が合併いたしまして形を変えた、ほかの別の形の会社になつておるというときには、その株を持ち続けた期間を三年というのはどこから勘定するか、或いは又最初に投資しました株が分割、併合があつて、形を変えて別の形の株になつたという場合にはそれはやはり最初の株、先ほどの合併の場合も一番最初に投資しましたときの所得日を三年の起算点にするという必要があるわけであります。そのためこの最初の括弧が設けられております。それからもう一つは、株を持つております間に相続、遺贈、合併が行われるといふことも当然予想されるわけでありますし、その場合の相続人が新らしく相続

してから三年ということでは非常に利害関係の取扱になりますので、又合併の場合にましましても、合併によつて取得したばかり三年ということでは非常に不利な投資家が取得した日を以てこの三年の起算点とする、こういうことに対する必要があるわけがあります。これがなぜかの括弧が設けられた趣旨であります。この二つの種類の括弧はあるのほうの條文にもたび／＼出て参りますが、結局はそういうふうに三年という期限を設ける場合に、三年の起算点を相続遺贈合併といったよな場合に特別な扱いをする必要からこういう規定が設けたのであります。非常に表面的に規定がごちゃ／＼しておりますが、事柄はそういうことであります。

それから第四号は、これは当該受益証券の元本の回収金であります。この受益証券の元本の回収金は、何年も持ち続けるといつたような株のような制限は設けません。約款により定められておりますところの期限が到来しまして、元本の回収がありました場合にはそれを送り得る、但し全額一時に送れないのありますとこらの期限が付けてあります。それは次の條文に出で参るわけではありません。この場合もやはり三月以上であります。それから第二項でありますが、これは先ず第一に残余財産の分配金の取扱をどうするかということで、これは株の売却代金が送金保証認められました。それから第二項であります、これは先づ第一に残余財産につきましては送金保証を認めて行く必要があるわ

けであります。これにつきましてもは、その期限の制限をどういうふうに見かと申しますと、結局外国投資家が得しましてから、やはり三年の経過といふことになつておるのであります。これは解散の場合には、投資家意図によつて解散が行わられるのでは、いから、その翌日から金額の限度は、けるにしても、送らせてやるべきではないかといふような議論もあらうか思ひます。但し又こういう場合も考慮しますので、一応取得の日からとたしましたのは過半数、その会社の經營を支配し得るだけの株主になります、そして、そうして例えは一年、一年半くらいいの間に非常に荒稼ぎをいたしました。そこで外國投資家が自分の意思として、そこで外國投資家預金勘定の以て解散する、そしてそれをそなから二割にいたしまして持ち帰るというような脱法的な行為をされるところのような虞れもなくさにしもあらずでありますので、これはやはり取得の日から三年ということにいたしたわけになります。それから第二号は、先ほどまで御説明している外國投資家預金勘定の利子であります、これは無条件にみ金を認めるということにしたわけになります。

実は二通りの計算の方法があるわけあります。例えば外国投資家が百株全部の売却代金の一割を先ず最初送る、その翌年又一割送れる、残つたものは、先ほど来御説明しております外投資家預金勘定の中に入れておく、いうのが一つの例であります。もう一つは、百株投資いたしまして、一年間持ち続けた後にこの全部を売らいで、その中の二割の株数の三十株だけを売つた、残りの八十株は依然として持ち続けるという場合も考えられます。その場合は二十株売りました売却代金全部を一年に送る、その翌年に参りまして又二十株を売りまして、その代金を全部送る、どうふうに売却代金の二〇%でまあ計算いたします場合と、それから株数の二〇%で計算いたします場合と、二つの方法のいずれによつてもいいと、うな規定のいたし方をしているわけがあります。それからもう一つ申上げておかなければならぬことは、最高二〇%ということになつております。例えば或る年に二〇%送れるにもかかわらず送らなかつたという場合には、次の年に前の年の分と合わせて四〇%が送れるかというと、それはできないのであります。或る年一年間送金をしません場合には、普通なら五年間で全部送れることになるのが、更に一年延びて六年になる、こういうふうに順繰りに後へずらしていく、とにかく毎年送れる金額は二〇%に限る、こうしたことになつてゐるのであります。第一項は受益証券の元本の償還金であります。

して、これはもうその償還金を毎年二〇%の額で計算して、二〇%を送れるということになつてゐるのです。外資委員会が確認をいたしますれば送金が認められるというものがこの十五條の四の規定でございます。

大体以上によりまして今回改正いたしましたわけであります。あともう一点だけ御説明を加えておきたいと思ひますのは、この二十四條、報告に関する規定であります。従来の二十四條によりますと、これは外資委員会が認可をいたしました事項が現実に実行されました場合に、その事情を報告するといふことに過ぎなかつたのであります。ですが、これはそのままいたしまして、今度第二項を設けまして、そのほかにこの法律の施行を確保いたしますため必要がありますときには、隨時広く外国投資家、その相手方のみならず、その他の利害關係人からも次の諸点について報告がとれることにしよう。この一番大きな例といつましても、例えば日本の会社が外国の会社と技術援助契約をする、技術契約をして新らしい製品の生産に乗り出した、ところが認可をいたします際に、いろいろ我々はり毎年二〇%といふことになつております。

通りの成果が果して挙つておるかどうかといふことが、今日のところではあります。これらは非常に困りますので、そいつた場合に、会社から実際にその後の進行状況を報告して頂くといふことができるようになります。それが利害関係人といひましては、株式投資の場合にその株式を発行しておる会社も入るでありますよし、又その外国投資家預金勘定の場合でありますれば、外國為替銀行などが入つて来るわけであります。こういつたものからも必要がありますれば報告がとれるようにいたそつという趣旨でございます。

大体以上で本文の説明は終りますが、このほか條文として非常にごちゃごちやした條文が実は附則に四項ほど設けられておるのであります。この附則はなかなか読みにくいであります。ですが、結局どういうことを考えておるかということを事柄として簡単に申上げますと、先ず一つは、従来の法律によりまして外資委員会がすでに認可しております場合に、送金保証があるわけであります。その送金保証の効果は、今度法律が変りましてもそのまま引継ぐというのが第一点、それからもう一つは、従来株式の取得について外資委員会が認可いたしました場合に配当金の送金保証が得られただけになるとになるわけであります。前に入りまして、今度の改正によりまして、今後入つて参ります株式投資が、元本の償還金につきましても保証が得られるこ

は非常な不合理でありますので、すでにお金に外資委員会が認可いたしました醸造会社においては保証は受けているが、元本保証が受けられないというもののにつきましては、もう一度審査し直して、適当なものは送金保証の途をとれるということにいたす必要があるわけであります。その場合には、やはりこの改正法が施行されましてからやはり三ヶ月以内に指定の申請をして頂きまして、そうして外資委員会が指定されますれば、今度新らしい元本の送金保証も得られるということにしようとするのが、この附則を設けました大きな狙いであります。

大変長くなりましたが、一応條文につきまして、今回の改正の主な点に

いようなど何らかの方法を講じているかどうか。立法手段その他一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(菅屋正雄君) アメリカの事情はよくわからぬ点もあるのであります。特に民間外資を奨励するという意味でとられた措置をいたしましたことは、私の承知しておりますところでは、課税の点につきまして、従来は日本会社に投資いたしましたような場合には、過半数の株式を持つた場合でなければその収益に対する課税を控除しないということになつておりますのを、一〇%以上あればいい、こういうふうに改正しようとする議論があつたよう聞いておりますが、まだ私その結果を承知しておりませんが、そういう問題が新聞なんかでも拜見いたしました。それ以外にはちよつと、特に外資が出て行くほうを奨励するために、法制的にとつた措置としては別段ないのではないか……。

方の支払の遅滞といったようなことに対する保険制度を作るのみならず、進んで長期に亘る為替の変動を除去しなければ設備輸出の振興は期し得られないのではないかといふ御意見が多かつたのでございますが、これにつきましては、通産省といたしましても、とにかく輸出の為替損失補償制度を立案、審議いたして参つたのでござりますが、会回成案を得まして提出いたすことになりましたので、この概略について御説明申上げたいと存します。

のノス或輪な山リ小シト詠たにひを　白まい、トコトコが大叶　既まヲ識細シテなはれ

りまして、法文の第三條の第一項においてありますところの條文が、御承知をうけたのであります。即ち政
部ではございませんで、國際取扱いの輸入市場を、國際取扱いの輸出につきまして為替の補償いたしま
すのは、プラント輸出につきまして為替の補償いたしますのは、プラント輸出につきまして為替の
重要物資の輸入市場を、國際取扱いの輸入市場を、國際取扱いの輸出につきまして為替の補償いたしま
すのは、プラント輸出につきまして為替の補償いたしますのは、プラント輸出につきまして為替の
利な地域に開拓する場合乃至は、支上不利な地域から有利な地域に開拓する場合に限つて、設備輸出に
支上不利な地域から有利な地域に開拓する場合に限つて、設備輸出に伴う為替差損をいたそうとしておる
する場合に限つて、設備輸出に伴う為替差損をいたそうとしておるわけでござります。勿論輸出に伴います為替の
カバーにつきましては、御承知をうけたのでござりますけれども、為替の変更に伴う為替差損をいたそうとしておる
為替相場の変更に伴う為替差損をいたそうとしておるわけでござりますけれども、為替の変更に伴う為替差損をいた
す。勿論輸出に伴います為替の差損をいたそうとしておるわけでござりますが、現在為替予約の制度によります
一年未満の変動は予約でカバーするわけでござりますけれども、上というような長期なものについては、商業ベースでは為替の差
度を設けたのでござりますが、全部に及ばないで、出超国か
入促進といふ点に重点をおき、バーが取れませんので、この上
の制度を設けたのでござります。補償料は政府のほうに輸
入から第二点は補償料の問題でござりますが、これは大体二%程度
取いたことを考えてある次第でござります。第三点は損失を、何を納めてもらわなければならん
といふことです。第三点は損失を、何を納めてもらわなければならん
といふこと、並びに失とみなすかということ、並びに額でございますが、本制度は
相手がたから所定の期日に対価を取れないかということを前
たしませんで、大体長期の為替の補償料をいたしま
く、当初為替の補償契約をいた

たその日の為替相場と、それから対価を受領するところから始めました。した日の為替相場とが違いました場合に、それがいわば过高になつてあります。す場合には、その差損を補償するという制度といつたわけでございます。

御承知のことと、長期の対外信用授与に伴いましては、或いは定期日に対価が回収できるできない等の問題があるわけでございますけれども、「一応この点をとりませず、為替予約と同じように契約通りの日に差損を計算いたしまして支払う」ということになつたわけでございます。又逆に為替の差益がでござります。又逆に為替の差益がでござります。又逆に為替の差益がでござります。

以上のような構想で組立ててあるのでござりますが、ここに一つ問題となりますのは、飽くまで為替予約の観念に従つております関係上、例えば乙種輸出信用保険の対象となつておりますした設備輸出が行われまして、それが相手方の破産或いは支払不能等で金が払えないと、いう場合には、信用保険契約によりまして輸出対価の八〇%までは保険金が受取れるわけでございます。この保険金は円建の契約でございますから、為替の騰落に関係なく、大体輸出契約成立時の為替相場で八〇%までは政府から保険金の支払を受けるわけでござりますが、そういたしましたものにつきましてもなお且つ特に考慮を払わねばならんというような事態が生じ得るわけでございますので、特に第七條を設けまして、輸出信用保険で保険金として輸出代金の一部を受取りました場合には、当該部分については為替差

損の補償をしないという條項を挿んでございます。

以上が本法の骨子でございまして、爾余の問題といったしましては、補償金の交付の手続は政令で定める点、乃至御承認をいたしました予定日を延期しなければならない場合には、必要とあれば大蔵大臣が延期の申出に応ずることができるという規定をおきました。但しこの為替損失補償の契約は、財政法第十五條との關係もございまして、五カ年以上の期間に亘つて行えないのできましたで、五カ年内でありますれば延期に応ずるという途を開いたわけでござります。更に長期のプラント輸出等の場合でござりますと、契約締結後状況の変化が相当織込まれたのでありますて、当初の補償契約を継続することができ困難な場合が予想されることがござりますので、このような場合には解除了しまして将来に向つて補償料の納付を免除するという制度を併せ設けたのでござります。なおこの為替の損失補償制度が確立いたしましたれば、商業ベースで為替銀行と予約いたしまして、為替変動のかばーを取ることは必要なくなります。又これを輸出しますれば、分割払い等の場合は一年ずつの分について為替予約を実行いたしまして、同一事項に対し二つの損失補填を受けるというような事態も生じますので、第十一條を設けまして、これらの売予約をすべて禁止するという制度を設けたわけでございます。

以上が大体制度の骨子でござりますが、ドル輸出に向けましては、現在政府の方針といたしまして三百六十円レートの堅持という見地から為替の変動

は一応ないということを前提としたしまして、ドル輸出は大いに振興しなければなりませんものではござります。

以上が本法の骨子でございまして、爾余の問題といつたしましては、補償金の交付の手続は政令で定める点、乃至御承認をいたしました予定日を延期しなければならない場合には、必要とあれば大蔵大臣が延期の申出に応ずることができるという規定をおきました。但し

は、この制度の対象から、法律上ではなく、事実上除外されることに相成るわけでございます。又設備の範囲を冒頭に申上げましたように、本邦の輸入市場の開拓に役立つような設備というものが中心と相成つておるわけでござりますが、この概念を拡めまして、或

いは全く新らしい市場の開拓でありますとか、新らしい商品の輸出であるとかというようなものに拡げたいという要望は各方面からも參つておりますが、この制度の過程におきまして、相当深刻な衝撃が重ねられたのでございまして、大蔵省の所管ということにして運営される予定でござります。

政府補償をいたすというような見地から処理すべきであるうといたすことと相成りまして、大蔵省の所管ということにして運営される予定でござります。併しながら実行上におきましては、大蔵省との間に緊密な連繋が事實上とられることと相成りました。更に第七條の乙種信用保険との関係等もござりますので、今回の法律案の中には輸入市場の開拓に役立つ設備資金のみに限定されることはございませんが、威らほどお説のとおり、大蔵大臣を意味するのか、それとも他の大臣或いは各関係政府を意味するのかということで、実は衆議院のほうにおきましても御質問があつたわけでございますが、威らほどお説のことと同様な御意見が出でておるわけですが、この場合政府というのは大蔵大臣を意味するのか、それとも

は、先刻も衆議院の大蔵委員会におきまして同様な御意見が出でておるわけですが、この場合政府といふことのと始末のうち特に長期の輸出行為に移管するのだから、そうして輸出銀行と通産省の関係があるのだから、地域の認定権は大蔵大臣だということだけでは、相当不安があるかと思うのですが、その点は……。

○説明員(石井由太郎君) 御質問の点は、先刻も衆議院の大蔵委員会におきまして同様な御意見があつたわけでございまして、この場合政府といふことは大蔵大臣を意味するのか、それとも

は、大蔵大臣の専属的な権限と相成つておるわけ

相でございまして、大蔵大臣がこの権限に基きましてレートの切り上げ、切替を持つておりましたものに對しての補償をいたしましたすというような見地から処理すべきであるうといたすことと相成りまして、大蔵省の所管ということにして運営される予定でござります。

政府補償をいたすというような見地から処理すべきであるうといたすことと相成りまして、大蔵省の所管ということにして運営される予定でござります。

政府補償をいたすというような見地から処理すべきであるうといたすことと相成りまして、大蔵省の所管。www

す。

○委員長(竹中七郎君) 御質問いま

す。

○境野清雄君 今第三條の問題です

が、地域を認定するのは大蔵大臣の権

限ことになつておらずして、所管が明

らかとなつてないでござりますけれども、後段の條文を御覽願えればわからぬとする通り、大蔵大臣といふことになると相成つております。本法の一條を御覽

されば、分割払い等の場合は一年ずつ

の分について為替予約を実行いたしま

して、同一事項に対し二つの損失補

填を受けるというような事態も生じま

すので、第十一條を設けまして、これ

の条について為替予約をすべて禁

止するという制度を設けたわけでござ

ります。

以上が大体制度の骨子でござりますが、ドル輸出に向けましては、現在政

府の方針といたしまして三百六十円レ

ートの堅持という見地から為替の変動

にはちよつと難点があるのではないか。

むしろその地域決定に對して通産大臣の主導

的ではないかと思うのは、こうい

うような輸入市場というものを対象に

の國際取引上の問題でなくて、他の諸

国との競争状況、このようなことを考

慮しなければなりませんので、ます

くして通商行政との関連が深いのでござ

りますけれども、その辺の判断につき

ましては、只今申上げましたごとく、

輸出信用保険制度の運用並びに輸出銀

行の業務運営というものを通じまし

るだけ地域差を縮少してもらいたい、できれば少くとも再編成当時の値くらいに縮少してもらいたいという相反する希望をどういうふうにお取扱い願うかという点を中心に御審議願つたらいいと思います。

それからあと特に印を付けて申上げませんでしたのは、今回の電気料金値上げに対し反対であるという趣意を

どういうふうにお取扱い願うかという点に帰すると思います。

○境野清雄君 今の説明を承ると、大体電力料金の値上げに反対するとい

うものと、それから地域差を撤廃する

といふことと、存続するいうような問

題が大部分のようあります。法律

案ではないけれど、今現在電気料金

引上げという問題は当委員会でも扱つ

てあると言いますか、審議中と言いま

すか、検討中の際にありますものを、

陳情 請願といふことでここで論議す

るということは私はどうかと思うの

で、時期的に見ても私はこういうよ

うな問題は全部留保する性格のものじ

ないかと思いますが、その辺一つお詫

り願いたいと思います。

○委員長(竹中七郎君) 只今境野君の

ように、このものは現在審議中と言いま

すが、公益委員会で裁定者慮中のも

のござりますので、留保したがいい

というような、こういう御発言でござ

いませんが、如何取扱らいましょ

うかといふ点を中心

に御審議願つたらいいと思います。

その場合に参議院でこの請願、陳

情を取上げて値上げに対する反対だと

か賛成だとか明白な意思表示をすること

とは如何かと思ひますので、私は境野先生の御提案に賛成いたします。されからあと特に印を付けて申上げませんでしたのは、今回の電気料金値上げに対して反対であるという趣意を

いいと思います。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記

をとめて下さる。

〔速記中止〕

○中川以良君 値上げが五月一日に行

われるようなことを言われております

が、果してきょうな事態にあるのか、

それとも政府側と公益事業委員会との

折衝によつて更に決定をいたしかねる

ような状態にあるのか、そういうよう

な点について一つ実情を一応御説明願

いたいと思います。

○説明員(高島節男君) 実は私どもの

ほうでいろいろ御開会の結果も聞き、

又参議院、衆議院方面のいろいろな御

意見もございましたので、いろいろな

面から会社案の再検討に今手を着けて

おります。ただ何分にも計算が複雑で

更に御検討になつてあるかどうかその

点を一応承わりたいのであります。

○説明員(高島節男君) 今検討いたし

ております。ただ何分にも計算が複雑で

更に御検討になつてあるかどうかその

点を一応承わりたいのであります。

○

八九五号)(第九二一號)

一、電気料金引上げ反対等に関する

陳情(第八七八号)

一、電気事業の公納金制度存続に関する

陳情(第九二三号)

(二)現在農林省が公益委を要望している農業用電力に対する要望事項の実現に全面的協力態勢を整えること、(三)電力揚排水で反当り経費がいちじるしく高額なものは国庫助成すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第一六四〇号 昭和二十七年四月五日

日受理

中小企業等協同組合法改正等に関する請願

請願者 福島市本町一七(福ビル三階)福島県中小企業振興本部内 大竹作

紹介議員 石原幹市郎君 摩

近づく、中小企業協同組合法の改正が実施される由であるが、中小企業の金融難は事業の運営を半身不體に陥れいるから、預金の受入を認めることがよび政府運用部資金の商工組合中央金庫への貸出実現等を考慮の上、組合の実情に即した改正を実施せられたいとの請願。

第一六四六号 昭和二十七年四月七日

日受理

電気料金引上げ反対等に関する請願

請願者 長野市大字南長野南県町六八七ノ一長野県教育指導農業協同組合連

合会長 黒田新一郎

べき事態を招来する虞れがあるばかりでなく、国民生活にも直接至大の影響を及ぼすから、電気事業の公益性にかんがみ、電気料金再度の値上げを阻止せらるるとともに、(一)農林省内部の農務用電力行政を一元化すること、

よ国民生活を圧迫し、国民に不当の犠牲を強いるものであるから、電気事業の公益性にかんがみ、今回の値上げに断乎反対であるとの請願。

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一六五四号 昭和二十七年四月十日

日受理

電源開発に関する請願(四通)

請願者 岐阜市加納柴町通七百八十八名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一六四七号と同じである。

第一六五六号 昭和二十七年四月十日

日受理

電源開発に関する請願(五通)

請願者 長野県南安曇郡明盛村中村とよ子外四万五千三百二十二名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一六四七号と同じである。

第一六五六号 昭和二十七年四月十日

日受理

電源開発に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区松原町二ノ七二六 牧篤智

紹介議員 島 清君

わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾により金融難にあえぎ、目下非常な危機

点に留意の上、國家資金によつてすみやかに着工せられたいとの請願。

第一六四八号 昭和二十七年四月八日

日受理

電気料金引上げ反対等に関する請願

請願者 奈良県議会議長 辻本

紹介議員 堀越 儀郎君

昨年全国的な電力値上げ反対の運動を無視し、高率なる値上げを実施して以

來僅かに半箇年を経たのみであるのに、いままた再度の値上げを申請したことは、わが国の経済再建途上によい

紹介議員 小瀬 桜君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一六七五号 昭和二十七年四月十日

二日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 宮本虎雄

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一六七六号 昭和二十七年四月十日

二日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 新潟市一番堀通町五、九二三ノ一新潟県商工信用協同組合理事長 阿部隆治外三名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一六七七号 昭和二十七年四月十日

二日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 新潟市一番堀通町五、九二三ノ一新潟県商工信用協同組合理事長 阿部隆治外三名

紹介議員 田村 文吉君

わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾により金融難にあえぎ、目下非常な危機

点に留意の上、國家資金によつてすみやかに着工せられたいとの請願。

第一六七六号 昭和二十七年四月五日

受理

中小企業の危機突破に関する陳情

陳情者 石川県議会議長 太田孝三

わが国経済の自立達成上極めて重要な必需物質産業も再建は期に難いものであるから、農林漁業資金融通法について中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの請願。

第一六六三号 昭和二十七年四月十日

日受理

中小企業資金融通法制定促進に関する請願

請願者 島根県美濃郡益田町大字上吉田益田信用組合

占めている経済の特殊性からみるところ、わが国の経済再建途上によい化のため設備の高度化および中小企業向資金源の拡充を図ること、(二)企業合理化促進法による特別償却制度を適用する等の特別措置を実施せられたいとの陳情。

第八九五号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 石川県議会議長 太田孝三

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の値上げ申しがないので、いままた再度の値上げ申しが行われようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、電気事業の公益性にかんがみ、電気料金再度の値上げを事前に阻止せられたいとの陳情。

第八九六号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第八九七号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第八九八号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第八九九号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇〇号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇一号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇二号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇三号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇四号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇五号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇六号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇七号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇八号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九〇九号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九一〇号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九一一号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九一二号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

第九一三号 昭和二十七年四月八日

受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(五通)

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎外四名

電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅に半年余を経たにすぎないので、いままた再度の申しが行はれようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるので直接至大の影響を及ぼすから、絶対に反対であるとの陳情。

電気料金引上げ反対に関する陳情（三通）

陳情者 兵庫県西宮市議会議長 武居巧外二名

この陳情の趣旨は、第八七九号と同じである。

第九二一号 昭和二十七年四月十日
受理

電気料金引上げ反対に関する陳情（六通）

陳情者 福岡県大牟田市議会議長 境慧外五名

この陳情の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八七八号 昭和二十七年四月五日
受理

電気料金引上げ反対等に関する陳情

陳情者 長野県上田市長 水野 鼎誠

最近またも各電力会社においては電気料金の値上げを画策し、当局にその申請をしたが、電気料金値上げの国民生活および中小企業に及ぼす影響は重大であるから、今回の値上げに絶対反対すると共に（一）中部電力管内における地域差の設定、（二）中小企業の割当量の増加、（三）火力料金の廢止等を図られたいとの陳情。

第九二三号 昭和二十七年四月十一日
受理

電気事業の公納金制度存続に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 菊池 民一

電気事業の公納金制度は昭和二十六年度をもつて十年の期限を経過するが、

本制度設定の趣旨に鑑み特に地方公共団体の当該事業起債額の未償還の都市も少くなく地方財政の現況より公債償還の財源として確保することは不可欠のものであり、なお配電統合に伴う退職々員の恩給扶助等の確実な基礎財源としても公納金を必要とするから、将来地方公共団体の復元実現まで本制度を存続せられたいとの陳情。